

○藤里町中学校（藤里学園後期課程）部活動サポーター設置要綱

令和6年5月2日

（趣旨）

第1条 この要綱は、藤里町中学校（藤里学園後期課程）における部活動の充実を図るため、藤里町教育委員会（以下「教育委員会」という）が部活動サポーターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 義務教育学校藤里学園後期課程に部活動サポーターを置く。

（募集・委嘱）

第3条 教育委員会は、藤里町ホームページ、藤里学園保護者連絡ツール等を活用し、部活動サポーターの公募を行うものとする。

2 部活動サポーターを希望する者は、藤里町中学校部活動サポーター登録用紙（様式第1）を教育委員会に提出する。

3 部活動サポーターは公募により応募のあったものの中から義務教育学校藤里学園の校長（以下「学校長」とする。）が委嘱する。

（職務）

第4条 部活動サポーターは、顧問を支援する立場で、生徒の技術的な指導及び安全管理を行うものとする。

2 部活動サポーターが前項に規定する指導を行うときは、顧問の指導計画に従い、顧問と十分な連携を図り、学校長及び顧問の指示を尊重しなければならない。

3 部活動サポーターは、顧問が部活動に参加している場合に限り、指導することができる。

（委嘱期間）

第5条 部活動サポーターの委嘱期間は、1年とする。ただし、年度の途中で委嘱があった場合は、当該年度の終了日までとする。

2 学校長は、前項の規定にかかわらず次条各項に違反し、又は特別の事情があると認めるときは、部活動サポーターを解職することができる。

（服務）

第6条 部活動サポーターは、顧問、担当教諭と相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 部活動サポーターは、「藤里町部活動の在り方に関する基本方針」に従って生徒の指導・支援に当たることとする。

3 部活動サポーターは、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部活動サポーターの派遣について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。